

見本

新版 保育士をめざす人の子ども家庭支援

白幡久美子 編

## はじめに

「子育てを楽しみますか」と問われれば、多くの親は「はい」と答えます。しかし、子どもとの家庭生活の現実をみると、イライラした親の様子がひしひしと感じられます。たとえば、保育所に子どもを預ける時に、なるべく保育士と言葉を交わさないようにして職場へ急ぐ親の様子からは、仕事の事が気がかりで精神的にゆとりのない様子が伝わってきます。また、混んだ電車のなかでぐずるわが子をどうにも制することができずに、感情にまかせて平手打ちする親の態度からは、子どもたちの衝動的な行動が親の言動の反映であることを確信させられるのです。

こうした状況の背後には、家庭生活を取り巻く社会的状況の変化があるのです。地域社会の変化や家庭生活における人間関係について十分理解したうえで「子育てが楽しい」と誰もが感じることのできるような家庭支援の方法を考えねばなりません。とりわけ、乳幼児を預かる保育士には、子育てが家庭への理解と支援が求められています。

さて、現行の「保育所保育指針」では、保育士の役割を次の2つとしています。つまり子どもの保育と子どもの保護者に対する保育に関する指導です。そして、保育に関する指導について「全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、(中略)子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資する」(厚生労働省「保育所保育指針」第4章 子育て支援)と基本を示しています。

このように保育の背景にある家庭のあり方が重要視されるなかで、保育士の業務範囲も保護者支援にまで拡大してきたといえましょう。また、保育士になるための学びについても2019(平成30)年に「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」が見直されました。その中で、保育士養成課程の見直しに伴い教授内容が再編され、新たな教科目が打ち出されたのです。本書も「保育士をめざす人のための家庭支援」から「保育士をめざす人のための子ども家庭支援」と書名を改め、内容も現行の保育士養成課程に併せています。

学習者が子どもの育ちと家庭支援について知識・理解を深めることはもちろん大切ですが、保育に携わったときに保護者の相談に十分応じられることも重要です。本書では、子育て家庭に関する事例も豊富に盛り込んでいます。子育て家庭の個別事案に応え得る能力を培っていただきたいからです。

第1章では、家族・家庭のあり方についてとらえ、子育て家庭への支援の意義について述べています。

第2章から第6章までは、子育て家庭への支援体制と支援の内容・方法について述べています。

第7章と第8章では、子ども家庭支援の方法について実践例を通して具体的に述べています。

第9章では、子ども家庭支援の現状と課題、展望について述べています。

なお、保育士養成課程において「保育原理」をはじめ「子ども家庭福祉」「子ども家庭支援の心理学」等で学ぶと思われる内容については、重複を避けるよう努力しています。

最後に本書の改訂に当たり、つぶさに原稿を読み忌憚のないご意見をくださいました株式会社みらいの山下桂氏に心より感謝申し上げます。

2021年2月

白幡 久美子

## 目 次

はじめに

### 第1章 家族・家庭と子育て

---

- 1 家族と家庭 — 13
    - 1. 家族・家庭の定義と現状 /13
    - 2. 子どもにとっての家庭 /16
    - 3. 家族間での時間の共有 /17
  - 2 家庭の教育的役割 — 18
    - 1. 保護作用 /18
    - 2. 意図的形成作用 /18
    - 3. 自然的（無意図的）形成作用—パーソナリティー— /19
  - 3 子育て家庭を取り巻く状況 — 19
    - 1. 女性を取り巻く状況 /19
    - 2. 仕事と家事・育児—女性の就労の変化— /24
    - 3. 男性の育児への関与 /26
  - 4 育児・子育てについての悩みと課題 — 27
    - 1. 育児の負担感 /27
    - 2. 育児休業取得の推進 /29
    - 3. 子育てにかかる経済的負担 /31
    - 4. 家事・育児と仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）への期待 /32
- コラム 子どもに携帯電話をもたせることの是非 /35

### 第2章 子ども家庭支援とは

---

- 1 子ども家庭支援の意味 — 36
  - 1. 子ども家庭支援に関する近年の動向 /36
    - (1) 少子化対策・子育て支援対策の動向 /36
    - (2) 保育所における子育て支援機能の強化 /37
    - (3) 保育士養成課程における子育て支援関連科目の再編 /37
  - 2. 子ども家庭支援とは /38
- 2 子ども家庭支援の目的と機能 — 39
  - 1. 子育て家庭の抱える問題や課題 /39
    - (1) 問題・課題の多様性 /39

- (2) 保育所の機能や専門性を生かした支援 /39
- 2. 子ども家庭支援の目的 /40
- 3. 子ども家庭支援の機能 /41
  - (1) 保育指導 /41
  - (2) 子育て支援 /42
- 3 保育所・保育士に求められる支援の基本姿勢 — 43
- 4 子ども家庭支援の実際 — 44
  - 1. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 /45
    - (1) 保護者との相互理解 /45
    - (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援 /45
    - (3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援 /46
  - 2. 地域の保護者等に対する子育て支援 /47
    - (1) 学びの場 /47
    - (2) 相談機関 /48
    - (3) 他機関との協働による支援 /48
- コラム 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） /49

## 第3章 子育て家庭を支える施策・社会資源

---

- 1 少子化対策から子育て支援へ — 50
  - 1. 少子化の現状 /50
  - 2. 少子化対策から子育て支援へ /51
    - (1) 「エンゼルプラン」と「新エンゼルプラン」 /51
    - (2) 少子化対策プラスワン /53
    - (3) 子ども・子育て応援プラン /54
    - (4) 新しい少子化対策について /54
    - (5) 子ども・子育て支援新制度 /54
- 2 子育て家庭を支えるサービス — 59
  - 1. 保育所・幼稚園・認定こども園等による子育て支援サービス /60
    - (1) 一時預かり事業 /60
    - (2) 延長保育事業 /60
    - (3) 病児保育事業 /61
    - (4) 夜間保育事業 /61
    - (5) 休日保育事業 /61
  - 2. 地域型保育事業による子育て支援サービス /61
  - 3. その他の子育て支援サービス /62
    - (1) 企業主導型保育事業 /62
    - (2) ベビーホテル /62

- (3) 地域活動 /63
- 4. 母子保健の施策 /63
- 5. 経済的支援 /65
- 3 子育て家庭を支える相談機関 — 66
  - (1) 保育所、幼稚園、認定こども園 /66
  - (2) 児童相談所 /67
  - (3) 福祉事務所・家庭児童相談室 /68
  - (4) 保健所・市町村保健センター /68
  - (5) 児童館 /68
- コラム 「橋渡し」をすること /69

## 第4章 子ども家庭支援の基本としての相談支援

---

- 1 保育士が行う相談支援のあり方—保育士に求められる  
基本的態度 — 70
  - 1. 相談支援の効用 /70
  - 2. 相談支援の基本姿勢 /71
    - (1) 信頼関係の確立 /71
    - (2) 傾聴 /72
    - (3) カウンセリング・マインド /72
    - (4) バイステックの7原則 /73
  - 3. 保育士として保護者の相談に応じるための留意点 /74
    - (1) 保育所における子育て支援に関する基本的事項 /74
    - (2) 家族への肯定的理解（家族の力を信じる） /75
    - (3) 家族の努力や工夫を認める（エンパワメントの視点をもつ） /75
    - (4) 家族への情緒的支え（子どもの成長の喜びを共有する） /76
    - (5) 関係性の視点の導入（直接的因果関係思考から円環的因果関係思考へ） /76
    - (6) 家族と家族をつなぐ /77
  - 4. 相談支援の具体的ななかかわり /77
- 2 保育士がよき相談支援者となるために — 79
  - 1. 相談支援者としての保育士 /79
    - (1) 保育士の自己理解 /79
    - (2) 保育士同士の支え合い /80
  - 2. 保護者への適切な相談支援のためのアセスメントと面接技法 /81
  - 3. 保育士の行う相談支援の利点と限界 /82
  - 4. 記録および研修 /84
- コラム 子どもや家族が思いがけない不幸に見舞われたとき /86

## 第5章 保育所による家庭支援の実際

---

- 1 在所児に対する日頃の家庭支援 — 87
    1. 送迎時のかかわり /87
    2. 親との連絡方法（連絡帳・電子メール等） /88
      - (1) 親との協力体制を築くために /90
      - (2) 親同士の関係性を取り持つ支援 /91
      - (3) 個人情報保護と守秘義務 /91
    3. 保護者会 /91
      - (1) 仲間同士で話し合うことの利点 /92
      - (2) 個別相談の役割 /93
  - 2 子育て相談について — 94
    1. 電話相談 /94
      - (1) 多様で複雑な悩みをもつ親の姿 /95
      - (2) 親自身の相談へ /96
      - (3) 電話相談で対応する際のポイント /96
    2. 来所相談 /97
      - (1) 子どもの「問題行動」と家庭問題は表裏一体 /97
      - (2) 来所相談に対応する際のポイント /99
    3. 電子メール等による相談 /100
      - (1) 電子メール等による相談のメリット /100
      - (2) 電子メール等による相談のデメリット /100
  - 3 子育てを自ら実践する力の向上 — 101
    1. 保護者との相互作用 /101
    2. 保護者の状況に配慮した個別支援 /102
      - (1) 病児の対応について /102
      - (2) 外国籍の親子について /103
      - (3) ひとり親対応について /103
      - (4) 育てにくい子どもと保護者支援 /104
- コラム 保育所での体験学習 /106

## 第6章 地域の子育て家庭への支援

---

- 1 地域での子育てを取り巻く環境の変化 — 107
- 2 保育所・幼稚園・認定こども園における地域子育て支援 — 110
  1. 一時預かり事業 /111
  2. 園庭開放 /111

- 3. 未就園児向け親子教室 /112
- 3 地域の子育て家庭への支援の実例 — 113
  - 1. 地域子育て支援拠点事業 /113
    - (1) 経緯 /113
    - (2) 地域子育て支援拠点の4つの基本事業と支援の実例 /114
  - 2. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) /118
  - 3. 病児保育事業 /119
- コラム コロナ禍とスマホ子育て /122

## 第7章 特別な配慮を要する家庭への支援の実例

---

- 1 養育支援を必要とする家庭への支援 — 123
  - 1. 児童虐待の現状と対応の推移 /123
    - (1) 児童虐待とは /123
    - (2) 国・地方公共団体における対策の推移 /124
  - 2. 市町村による子育て支援を要する家庭への支援 /126
    - (1) 子育て支援事業 /126
    - (2) 要保護児童対策地域協議会を中心とした支援 /126
  - 3. 保育所等における要保護・要支援家庭への支援 /127
    - (1) 保育所等における要保護・要支援家庭への支援の必要性 /127
    - (2) 保育所等の特性を生かした、不適切な子育てに至らないための支援 /127
    - (3) 養育技術の拙い保護者への支援 /128
    - (4) 虐待の早期発見から虐待通告 /129
    - (5) 保護・施設入所に至らない見守り対応 /132
    - (6) 施設への入所後の家族の再統合に向けた支援 /132
- 2 外国にルーツをもつ家庭への支援 — 133
  - 1. 外国にルーツをもつ家庭の実態 /133
    - (1) 地域別在留外国人 /133
    - (2) 年齢別在留外国人 /133
  - 2. 保育所等における外国にルーツをもつ家庭への支援 /134
    - (1) 支援の必要性和留意点 /134
    - (2) 親子の保育所等への適応の支援 /134
    - (3) 言語によるコミュニケーションの困難さから派生する課題 /135
- 3 障害児のいる家庭への支援 — 137
  - 1. 早期発見・早期療育 /137
    - (1) 障害児の早期発見 /137
    - (2) 障害児の早期療育 /138
  - 2. 保育所等における家庭支援 /139



- (1) 加配保育士による支援 /139
  - (2) 子どもの成長を保護者とともに共感し、支える支援 /139
  - (3) 保護者との信頼関係の形成 /140
  - 3. 障害の受容と子どもの理解 /141
  - 4. 関係機関との連携 /142
    - (1) 縦の連携と横の連携 /142
    - (2) 専門機関受診時の配慮 /143
  - 4 多様な形の家庭への支援 — 144
    - 1. ひとり親家庭 /144
      - (1) 母子家庭・父子家庭の現状 /144
      - (2) ひとり親家庭への支援の体系 /145
      - (3) 児童扶養手当制度 /145
      - (4) 保育所等でのひとり親家庭への支援 /146
    - 2. 里親・特別養子縁組 /146
      - (1) 里親制度とは /146
      - (2) 里親への支援の体系 /147
      - (3) 保育所等における里親への支援 /149
      - (4) 養子縁組制度 /149
- コラム 詳細な子ども理解と対応力の強化から始まる保護者支援力の向上 /152

## 第8章 保育所と専門機関との連携

---

- 1 社会福祉の専門機関との連携 — 153
    - (1) 事例① /154
    - (2) 考察：社会福祉領域との連携の実現 /157
  - 2 母子保健・医療の専門機関との連携 — 157
    - (1) 事例② /158
    - (2) 考察：医療分野との連携を支えるもの /161
  - 3 小学校と保育所の連携 — 161
    - (1) 事例③ /162
    - (2) 考察：家庭支援のための複数の視点 /165
- コラム 「ヤングケアラー」について /167

## 第9章 子ども家庭支援における課題と展望

---

- 1 子ども家庭支援における課題 — 168
  - 1. 多様化する子ども家庭支援のニーズへの対応 /168

- (1) 多様化する子ども家庭支援のニーズ /168
- (2) 必要なサービスに「つながらない」という課題 /169
- 2. 働き方改革と家庭 /169
  - (1) 働き方改革とワーク・ライフ・バランス /169
  - (2) 保育所探し /170
- 3. 子どもの貧困 /171
  - (1) 子どもの貧困の現状と課題 /171
  - (2) 子どもの貧困に関する法律と支援 /172
- 2 子ども家庭支援における展望 — 175
  - 1. 保育ソーシャルワークの展開 /175
    - (1) 保育ソーシャルワークとは何か /175
    - (2) 保育士による保育ソーシャルワーク /176
  - 2. 地域包括的・継続的支援の必要性 /177
    - (1) 地域包括的支援が求められる背景 /177
    - (2) 継続的支援とは何か /177
    - (3) 地域包括的・継続的支援の実現に向けて /177
  - 3. 持続可能な開発目標（SDGs）と子ども家庭支援 /178
    - (1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは何か /178
    - (2) 持続可能な開発目標と子ども家庭支援 /179
- コラム 「保活」における保育所の転所手続き /181

## 索引

# 第1章

## ◆ ◆ ◆ 家族・家庭と子育て ◆ ◆ ◆

### キーポイント

本章では、現代社会における家族、家庭の意義について理解する。そして、これからの家族・家庭がいかにあるべきかを考察する。また家庭は、乳幼児期の子どもにとってどのような場であるべきなのかを学ぶ。

さらに子育て家庭をめぐる課題について、家庭の経済状況、家事・育児への夫婦の関与時間、労働環境に関する外国との比較や経年比較、ワーク・ライフ・バランスなど、さまざまな視点から取り上げて考察する。特に、新型コロナウイルス感染症の流行（コロナ禍：2020年～）による家庭の状況の変化にも着目したい。

## 1 家族と家庭

### 1. 家族・家庭の定義と現状

本来の家族・家庭はどのように定義されているのか。まずは、国語辞典の説明をもとに、その意義を考えてみよう。「家族」とは「親子・兄弟などの血縁関係によって結ばれた親族関係を基礎にして成立する小集団。社会構成の基本単位」（広辞苑）、「夫婦・親子・兄弟など、婚姻や血縁関係で結ばれて生活共同体の単位となる人々の集団」（明鏡国語辞典）と記述されている。これらの説明から想定される家族は、婚姻と血縁関係を基本としている。そして、家族は各構成員が社会において適切な行動をとることができるようになるために修練する役割も担っているといえる。

日本においては、従来3世代同居を理想とする家族制度があった。つまり、一家の子どものうち1人（大抵は長男、あるいは長女）が後継ぎとして親と同居し、やがて結婚して子どもを育てるのである。このような家族の継承を直系家族制という\*1。

このような家族制度に代わって、第二次世界大戦後には、成長した子ども

\*1  
直系家族制に対し、複数の子どもが親と同居することを複合家族制という。

は長男・長女、二男・二女などにかかわらず、基本的に親元を離れ結婚し、自分自身の家族を形成するようになった。それに伴い、親の方は夫婦で老後を過ごす形態が広まってきた。このような家族のあり方を夫婦家族制という。これは一般的には核家族のことを指す。

次に「家庭」についてしてみると、「夫婦・親子など家族が一緒に生活する集まり。また、家族が生活する所」(広辞苑)、「夫婦・親子などの家族が生活をともにする小さな集団。また、その生活の場所」(明鏡国語辞典)と辞書に記されている。つまり、構成員である家族が、衣食住に関して共同して生活していく集団、または衣食住を営む場所を家庭というのである。

家庭の中心的な団らんの場合は居間であるといえよう。家族が集まり語らう環境があることで、家庭生活が円滑になる。毎日子どもがどのような様子で起きてくるか、どのような表情で学校へ出かけていくかを把握する事ができるのが居間である。

歴史上の代表的な教育思想家の一人であるスイスのペスタロッチ\*<sup>2</sup>も、彼の教育論のなかで居間の重要性を説いており、学校教育が家庭における居間のように自由でリラックスした雰囲気であれば、子どもの学習もより効果的になるであろうと述べている。居間では、緊張を強いられることなく、自由に語り、笑い、悩みを打ち明けられることが理想であろう。

現代の家庭には自由で語り合える雰囲気があるのだろうか。若者(満13歳から29歳までの男女)が自分の悩みを誰に相談するかについての国際比較(表1-1)をみてみよう。

若者が悩みや心配ごとを相談する相手は、第1に母親であることは、日本も諸外国も同様である。しかし第2位をみると、日本と韓国は「友だち」が、欧米では父親があげられている。欧米では悩みはまず父母に相談する傾向が、日本や韓国では、父親より友だちを頼る傾向があることがわかる。また、2018(平成30)年調査で新設された項目「SNS上の友だち・知人」への相談が、欧米では父母に迫る勢いで増加していることがわかる。人間関係を自分自身で構築しなければならない友だちや恋人に対して、信頼感をもちにくい傾向があるといえよう。今後は、日本でも「SNS上の友だち・知人」に相談すると回答する若者の増加が予想される。

さらに日本での経年比較(表1-2)をみると、1983(昭和58)年の調査以降、2008(平成20)年の調査まで約25年にわたり、日本の青少年は家族ではなく友だちを最も話しやすい存在としてとらえてきたことがわかる。しかし近年、「友だち」と回答する者が減少傾向となり、2013(同25)年の調査以降、「母」という回答率が第1位となっている。

\*2 ペスタロッチ

【Pestalozzi J. H.: 1746~1827】孤児や貧しい家の子どものための教育に従事した。

表1-1 悩みや心配ごとの相談相手（各国比較）

順位 国名	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
日本	母 46.4	近所や学校の 友だち 31.8	父 21.3	誰にも相談 しない 19.9	きょうだい 14.6
韓国	母 44.6	近所や学校の 友だち 31.7	父 28.1	きょうだい 23.9	恋人 19.4
アメリカ	母 51.6	父 35.3	SNS上の友だ ち・知人 31.1	きょうだい 22.2	恋人 19.0
スウェーデン	母 54.2	父 37.5	SNS上の友だ ち・知人 31.1	きょうだい 27.4	配偶者 18.7
ドイツ	母 53.8	父 36.5	近所や学校の 友だち 27.2	きょうだい 24.4	SNS上の友だ ち・知人 21.6

注1 各国調査時点で、13～29歳の青年を対象。各国とも1,000サンプル回収を原則として、WEB調査を実施。

注2 「SNS上の友だち・知人」には実際に会ったことはない場合も含まれる。

資料 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成30年度）」2019年より筆者作成

表1-2 悩みや心配ごとの相談相手（経年比較：日本）

(%)

順位 調査回	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
第2回調査 (昭和52年)	母 43.8	近所や学校の 友だち 38.7	父 26.5	職場の同僚 18.6	きょうだい 18.4
第3回調査 (昭和58年)	近所や学校の 友だち 48.9	母 35.7	職場の同僚 17.9	父 17.8	きょうだい 15.4
第4回調査 (昭和63年)	近所や学校の 友だち 48.2	母 35.7	職場の同僚 19.2	きょうだい 18.9	父 17.4
第5回調査 (平成5年)	近所や学校の 友だち 51.9	母 37.7	恋人 21.1	父 18.8	きょうだい 17.7
第6回調査 (平成10年)	近所や学校の 友だち 52.4	母 45.9	父 21.9	恋人 20.9	きょうだい 19.3
第7回調査 (平成15年)	近所や学校の 友だち 59.5	母 43.6	恋人 21.8	父 20.3	きょうだい 18.2
第8回調査 (平成20年)	近所や学校の 友だち 53.4	母 47.1	父 22.2	きょうだい 21.3	恋人 19.9
平成25年度 調査	母 47.3	近所や学校の 友だち 38.0	父 20.7	きょうだい 17.5	恋人 11.6
平成30年度 調査	母 46.4	近所や学校の 友だち 31.8	父 21.3	誰にも相談し ない 19.9	きょうだい 14.6

注 第2～8回調査は18～24歳の男女、平成25、30年度調査については13～29歳の男女を対象としているため、厳密な比較はできない。

資料 内閣府「世界青年意識調査」（第2～8回調査）、内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成25、30年度調査）より筆者作成

また、2018（平成30）年には、「誰にも相談しない」という回答が日本で第4位となっており、諸外国と比較して割合の高さは顕著である。

## 2. 子どもにとっての家庭

子どもにとって、家庭はどのような役割を果たすべきなのだろうか。

まず、家庭は子どもを外界の危機から守ってくれる場所ではなくてはならない。たとえば、友だちと一緒に遊んでいて仲間はずれにされたり、暴力を振るわれたりしたときに、自分の家に一目散で逃げ帰ることがあるだろう。それは、家庭に帰れば、家族が外敵から自分の身を守ってくれるからである。また、喧嘩したときには、家族は自分の言い分を聞いてくれ、味方にもなってくれるだろう。このように、家族に信頼を寄せているからこそ、子どもたちは家族のいる家庭へ帰りたいためである。つまり、家庭は子どもにとって心身ともに安定を保障してくれる場であるとともに、心のよりどころなのだ。

次に、家庭は子どもの学びの場であるにとらえられている。子どもは社会生活を円滑に行うための準備段階として、社会的な基本単位である家庭のなかでルールを守ること、家族の一員としての役割を果たすことを学ぶ。特に家庭の仕事を手伝うことにより、多様な技術を身につけることができるが、さらに責任感、達成感、忍耐力など非認知的な能力も育成される。

子どもを育てる主体が親であることは、2006（平成18）年、59年ぶりに改正された教育基本法に記述されているとおりである。

### 教育基本法

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

保護者が自主的に子育てしやすい環境を整備することを期待して、教育・保育関係の専門機関は、家庭教育について学ぶ機会を広く提供している。そのため、保育・教育に携わる者にとって、子育て支援の視点は大切な役割となっているのである。子育て支援の担い手は、保育・教育の専門機関だけではない。たとえば親となったばかりの母親が学びやすいように、出産した病院のサービスとして同時期に出産した親同士で活動する育児サークルを開設

## コラム 子どもに携帯電話をもたせることの是非

対人関係をうまくもてない人が、大人にも子どもにも増えている。その一方で、携帯電話などによるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及はめざましい。電車に乗車するやいなや、携帯電話の操作のために指だけが機敏に動いている様子が当たり前になっている。

実際に相手と向かい合うのではなく、自由な時間に自由に相手に発信して、相手からの返信も自由な時間に自由な場所で受け取ることのできる便利さがある。

しかし、携帯電話をめぐるさまざまな事件も起きている。

親の保護下にある子どもの問題に限ってみよう。

まず、一人の子どもの交友関係に親をはじめ家族は、まったくかわりをもたないことになってしまう。家庭に1台しか電話がなかった時代には、親や他の家族を介してから当事者同士が話すことも多かった。だから、親は子どもの行動の一端を知ることができた。

また、今の子どもたちは不特定多数の人とのコミュニケーションの方法を身につけにくくなっている。かつては電話口での対応によっても子どものしつけをしぜんに行っていた。子どもたちは、大人の対応からコミュニケーションの方法を学んでいたのである。

特に、メールは相手の都合を配慮する必要がないので、一方的に発信できる。その結果、相手への心遣いが不得手な子どもが増加しているのも事実である。

子どもの行動がわからないという前に、親としてわが子に携帯電話をもたせることが必要なのかどうかを、熟慮して結論を出すことが必要であろう。「みんなもっているから」ということばに惑わされずに、大人も子どもも自律的な生き方をしたいものである。

